Q41 マンション管理組合の規約のなかに、組合資産について構成員にそれぞれの持分権を認めることを明記した場合、「任意の団体」として扱われ、積立金は構成員の貯金等として名寄せされると考えてよいのですか。

Ans.

① マンション管理組合は法人格を取得していないとしても、団体としての組織を備え、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、総会の決議に基づいて運営されるなど、権利能力なき社団と認められる要件（Q33を参照してください）を満たす場合が大多数であると思われます。

② マンション管理組合が、権利能力なき社団と認められる場合、当該管理組合が１貯金者として扱われ、付保貯金の払戻しまたは保険金の支払は当該管理組合になされることになります。

このマンション管理組合において、規約を変更し、「組合資産について構成員が持分権を有する」旨の規定を設定した場合、その資産の保有形態が権利能力なき社団のそれと矛盾するため、以後当該管理組合は権利能力なき社団と認めることはできなくなり、民法上の組合の性質を持つと考えられる「任意の団体」として取り扱われ、積立金は各構成員の貯金等として名寄せされることになります。

③ なお、マンション管理組合が規約改正により権利能力なき社団から民法上の組合の性質を持つ「任意の団体」にその性質を変じた場合は、貯金以外の種々の債権債務の帰属等にも変動を生ずることとなり、構成員の組合脱退時に持分を分割請求されることなどを拒むことができなくなるなど、団体としての財産管理が難しくなることが懸念されますので、実際の規約改正に際しては、このような問題点も踏まえ慎重に検討することが必要になると思われます。